

香川県報



号外 6

平成 16 年

3月26日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

- 香川県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政企画課) 一
- 組織改正に伴う関係規則の整備等に関する規則 () " () 二

規 則

香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十三号

香川県行政組織規則の一部を改正する規則

香川県行政組織規則（昭和三十六年香川県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総務部の項中「行政企画課」を「人事・行革課」に改め、同表健康福祉部の項中「県立病院・施設経営課」を「県立病院課」に改め、同表土木部の項中「サンポート高松推進課」を削る。

第三条情報政策課の項中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 サンポート高松交流拠点施設情報通信交流館に関すること。

第三条情報政策課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）の施行に関すること。

第三条人権・同和政策課の項第四号中「人権教育のための国連十年」を「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に改める。

第四条総務学事課の項第八号を次のように改める。

八 私立学校、私立の専修学校及び私立の各種学校に関すること。

第四条法務文書課の項中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行に係る事務の調整に関すること。

八 香川県行政手続条例（平成七年香川県条例第五号）の施行に係る事務の調整に関すること。

第四条行政企画課の項中「行政企画課」を「人事・行革課」に改める。

第五条環境・水政策課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条みどり整備課の項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 森林及び緑化に関する施策の企画及び調整並びに推進に関すること。

第五条みどり保全課の項第二号中「許可」の下に「又は保安林」を加える。

第六条中「健康福祉部各課」を「健康福祉部の各課」に改め、同条健康福祉総務課の項第十四号中「成人病」を「生活習慣病」に改め、同項第十七号中「保健所及び中讃福祉事務所」を「及び保健所」に改め、同条子育て支援課の項第十一号中「及び保育専門学院」を「、保育専門学院、斯道学園及び龜山学園」に改め、同条障害福祉課の項第八号を次のように改める。

八 身体障害者更生援護施設、身体障害者総合リハビリテーションセンター、ふじみ園、ふじみ園福祉ホーム、川部みどり園、知的障害者相談所及び精神保健福祉センターに関すること。

第六条障害福祉課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同条医務国保課の項第十号を次のように改める。

十 県立保健医療大学及び県立医療短期大学に関すること。

第六条県立病院・施設経営課の項中「県立病院・施設経営課」を「県立病院課」に改め、同項第一号を削る。

第七条第一項産業政策課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 サンポート高松交流拠点施設産業振興センターに関する事。

第七条第二項にぎわい創出課の項に次の一号を加える。

八 サンポート高松交流拠点施設に関する事(他課の所掌に属するものを除く)。

第八条農政課の項第四号中「森林組合法」を「農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)に基づく農業共済組合、森林組合法」に改め、同条農業経営課の項第七号を次のように改める。

七 農業災害補償法の施行に関する事(農政課の所掌に属するものを除く)。

第九条土木監理課の項第十二号を次のように改める。

十二 土木事業(高松港頭地区の整備に関する事業を除く。)の執行に伴う土地の取得及び物件等の損失補償に関する事。

第九条港湾課の項第四号中「サンポート高松推進課」を「都市計画課」に改め、同条都市計画課の項第三号を次のように改める。

三 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の施行に関する事。

第九条都市計画課の項中第七号を第八号とし、同項第六号中「香川県総合運動公園」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 高松港頭地区の整備に関する事。

第九条建築課の項中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 都市計画法に基づく開発行為の許可に関する事。

五 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の施行に関する事。

第九条サンポート高松推進課の項を削る。

第十一条第五項中「副課長、室長」の下に「、防災対策主幹」を加え、「、病院経営主幹」を削る。

第十二条第十四項中「、政策主幹」の下に「、防災対策主幹」を加え、「、病院経営主幹」を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

組織改正に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十四号

組織改正に伴う関係規則の整備等に関する規則

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第一条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十七年香川県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、香川県中讃保健所長」を削る。

第二条中「の様式」を削り、「ところによる」を「様式によるものとする」に改め、同条各号を次のように改める。

一 法第十二条第二項に規定する准看護師免許証 准看護師免許証(第一号様式)

二 令第一条第二項に規定する申請書 准看護師免許申請書(第二号様式)

三 令第三条第二項及び第六条第二項の規定による申請に係る書類 准看護師籍訂正及び免許証書換え交付申請書(第三号様式)

四 令第四条第二項又は第五条第一項の規定による申請に係る書類 准看護師籍登録抹消申請書(第四号様式)

五 令第七条第二項の規定による申請に係る書類 准看護師免許証再交付申請書(第五号様式)

六 規則第二十七条に規定する受験願書 准看護師試験受験願書(第六号様式)

七 規則第二十九条に規定する准看護師試験の合格証書 准看護師試験合格証書(第七号様式)

八 規則第三十条第一項の規定による准看護師試験の合格証明書の交付の申請に係る書類 准看護師試験合格証明書交付申請書(第八号様式)

第六号様式を削り、第七号様式を第六号様式とし、第八号様式を第七号様式とする。

第九号様式中「^⑥」を削り、同様式注意を削り、同様式を第八号様式とする。

(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第二条 歯科技工士法施行細則(昭和三十一年香川県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「香川県中讃保健所長」を削る。

第二条の見出し中「申請書等」を「届出等」に改め、同条中「申請書等の様式」を「届出又は出願」に、「ところによる」を「様式により行わなければならない」に改め、同条各号を次のように改める。

一 法第二十一条第一項前段の規定による届出 歯科技工所開設届出書(第一号様式)
二 法第二十一条第一項後段の規定による届出 歯科技工所開設届出事項変更届出書
(第一号様式)

三 法第二十一条第二項の規定による届出 歯科技工所休止(廃止、再開)届出書
(第三号様式)

四 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第十条の規定による出願 歯科技工士試験合格証明書交付出願書(第四号様式)

第一号様式から第四号様式までを次のように改め、第五号様式を削る。

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

歯科技工所開設届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

開設者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項前段の規定により届け出ます。

開 設 年 月 日	年 月 日
名 称	
開 設 場 所	
管 理 者	住 所
	氏 名
業務に従事する者の氏名	
構造設備の概要	

- 備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 歯科技工所の平面図を添付してください。
- 3 開設した日から10日以内に届け出てください。

第2号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

歯科技工所開設届出事項変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

開設者 住 所
氏 名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

歯科技工所の開設届出事項に変更があつたので、歯科技工士法第21条第1項後段の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項 (該当する番号を 囲んでください。)	1 開設者の住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名) 2 名称 3 開設場所 4 管理者の住所又は氏名 5 業務に従事する者の氏名 6 構造設備の概要
変 更 前	
変 更 後	

- 備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 構造設備の概要に変更があつた場合は、変更内容を明示した平面図を添付してください。
- 3 変更があつた日から10日以内に届け出てください。

第3号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

歯科技工所休止(廃止、再開)届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

開設者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

歯科技工所を休止(廃止、再開)したので、歯科技工士法第21条第2項の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	
休止(廃止、再開)年月日	年 月 日
休止の場合は、その予定 期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 休止し、廃止し、又は再開した日から10日以内に届け出てください。

第4号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

歯科技工士試験合格証明書交付出願書

年 月 日

香川県知事 殿

出願者 住 所
氏 名

合格証書を破損(汚損、亡失)したので、歯科技工士法施行規則第10条の規定により合格証明書の交付を出願します。

合格した者	本籍地都道府県名 (日本の国籍を有しない者 にあつては、その国籍)	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
合 格 した 年 月		年 月(頃)

(香川県職員職の設置に関する規則の一部改正)

第三条 香川県職員職の設置に関する規則(昭和三十一年香川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

本庁の項中第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 防災対策主幹

出先機関の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 中央検査部長

出先機関の項中第二十二号及び第二十三号を次のように改める。

二十一 部長

二十二 薬剤部長

出先機関の項中第五十四号を第五十七号とし、第二十八号から第五十三号までを三号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十 教養部長

出先機関の項中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 副学長

出先機関の項中第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 副薬剤部長

(調理師法施行細則の一部改正)

第四条 調理師法施行細則(昭和三十四年香川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中、「香川県中讃保健所長」を削り、同条第二項中「正副一通」を「正本一通及び写し一通」に改める。

第八条を削る。

第九条の見出しを、「(申請書の様式)」に改め、同条中「書類の様式」を「申請書」に、「ところによる」を「様式によるものとする」に改め、同条各号を次のように改め、

同条を第八条とする。

一 令第十一条第二項及び第十三条第二項に規定する申請書 調理師名簿訂正及び免許証書換え交付申請書(第四号様式)

二 令第十二条第一項に規定する申請書 調理師名簿登録消除申請書(第五号様式)

三 令第十四条第二項に規定する申請書 調理師免許証再交付申請書(第六号様式)

第四号様式を削る。

第五号様式中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、「㊸」を削り、同様式備考を次のように改め、同様式を第四号様式とする。

備考 次の書類を添付すること。

(1) 調理師免許証

(2) 戸籍謄本、戸籍抄本その他の変更の原因たる書類を証する書類

第六号様式中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、「㊸」を削り、同様式備考を次のように改め、同様式を第五号様式とする。

備考 監理官免許証を添付すること。

第七号様式中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、「㊸」を削り、同様式備考を次のように改め、同様式を第六号様式とする。

備考 貸した証印又は汚した証印は、その免許証を添付すること。

(香川県土木事務所規則の一部改正)

第五条 香川県土木事務所規則(昭和三十八年香川県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表香川県高松土木事務所中の「維持第一課 維持第二課」を「維持課」に改め、同表香川県坂出土木事務所中の「維持第一課 維持第二課」を「維持整備課 用地課」を「用地課」に改める。

第二条第四項及び第五項を削り、同条第六項ただし書中、「香川県坂出土木事務所及び香川県善通寺土木事務所」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項から第十項までを二項ずつ繰り上げる。

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第六条 香川県災害対策本部規則(昭和三十八年香川県規則第五十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第一動員班の部中「総務部行政企画課」を「総務部人事・行革課」に改める。
別表第二健康福祉部の部中「県立病院・施設経営課」を「県立病院班」に、「健康福祉部県立病院・施設経営課」を「健康福祉部県立病院課」に改める。
(栄養士法施行細則の一部改正)

第七条 栄養士法施行細則(昭和三十八年香川県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「香川県中護保健所長」を削り、同条第二項中「正副二課」を「正本一課及び副二課」に改める。

第三項及び第四項中「㊸」を削り、「同様が備考を次のように改める。」
備考 次の書類を添付してください。

(1) 栄養士法第2条第1項に規定する養成施設の卒業証明書若しくは卒業証書の写し及び履修証明書又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)附則第5条第1項に規定する者であることを証する書類

(2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは住民票の写し(戸籍の表示又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。)又は外国人登録証明書の写し

第三項及び第四項中「㊸」を削り、「同様が備考を次のように改める。」
備考 次の書類を添付してください。

(1) 栄養士免許証

(2) 戸籍謄本、戸籍抄本その他の変更の原因たる事実を証する書類
第三項及び第四項中「㊸」を削り、「同様が備考を次のように改める。」

備考 栄養士免許証を添付してください。
第四項中「㊸」を削り、「同様が備考を次のように改める。」

備考 破った場合又は汚した場合は、その免許証を添付してください。
(香川県立病院財務規則の一部改正)

第八条 香川県立病院財務規則(昭和三十九年香川県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「県立病院・施設経営課」を「県立病院課」に改め、同条第二項中「県立病院・施設経営課の」を「県立病院課の」に、「県立病院・施設経営課長」を「県立病院課長」に改める。

第三条の三第一項中「県立病院・施設経営課」を「県立病院課」に改める。

第七条第一項第一号及び第二号、第十四条第一項、第十五条第三項、第三十六条、第五十二条並びに第七十一条中「県立病院・施設経営課長」を「県立病院課長」に改める。

第七十四条第一項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「当該企業」を「当該業務」に改める。

第二十三号様式の二備考之及び第三十号様式の三備考中「県立病院・施設経営課」を「県立病院課」に改め、「がである」を削る。
(香川県公有財産規則の一部改正)

第九条 香川県公有財産規則(昭和三十九年香川県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同項に定める室の課長並びに」を削る。

第二十四条中「者」を「者」を提出させ、を「関係図面その他の参考となる事項を記載した書類を添えて提出させ」に改める。

第二十六条第一項中「使用者」を「その使用者」を提出させ、を「関係図面その他の参考となる事項を記載した書類を添えて提出させ」に改める。

第二十八条第一項中「者」を「者」を提出させ、を「関係図面その他の参考となる事項を記載した書類を添えて提出させ」に改める。

第二十九条第一項中「とき」の下に「あらかじめ、その借受者に」を加え、「を提出させ」を「関係図面その他の参考となる事項を記載した書類を添えて提出させ」に改める。

第十二号様式及び第十四号様式に備考として次のように加える。
備考 氏名の記載を白欄で行う場合は、押印を省略することができます。

第十六号様式中 4 借受料 を「4 参考事項」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。
第十八号様式に備考として次のように加える。

備考 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。
(香川県開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部改正)

第十条 香川県開発登録簿の閲覧等に関する規則(昭和四十五年香川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「香川県土木部都市計画課」を「香川県土木部建築課」に改める。
(庁舎管理規則の一部改正)

第十一条 庁舎管理規則(昭和四十六年香川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中十の項から十二の項までを削り、九の項を十二の項とし、八の項を十一の項とし、七の項の次に次のように加える。

八 香川県森林センター	香川県森林センター 所長
九 香川県東部林業事務所	香川県東部林業事務所 所長
十 香川県西部林業事務所	香川県西部林業事務所 所長

別表十三の項を次のように改める。

十三 香川県中讃保健福祉事務所、香川県子ども女性相談センター 西部子ども相談センター	香川県中讃保健福祉事務所 所長
--	-----------------

別表中十八の項を削り、十九の項を十八の項とし、二十の項から三十の項までを一項ずつ繰り上げ、三十一の項及び三十二の項を削り、三十三の項を三十の項とし、三十四の項から三十七の項までを三項ずつ繰り上げる。

別記様式中「母令及び性別」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第十二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和四十七年香川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「香川県中讃保健所」を削り、同条第二項中「副本」を「写し」に改める。

第一号様式注を次のように改める。

注 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2項に規定する書類及び図面を添付してください。

注 2 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

第二号様式注を次のように改める。

注 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第3条第2項に規定する書類及び図面を添付してください。

注 2 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 3 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 4 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 5 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 6 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 7 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 8 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 9 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 10 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 11 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 12 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 13 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

注 14 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

第十三条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年香川県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「香川県中讃保健所」を削る。

第一号様式、第四号様式及び第五号様式に備考として次のように加える。

備考 氏名の記載を血腫で行う場合は、捺印を省略することができません。

(母子保健法施行細則の一部改正)

第十四条 母子保健法施行細則(平成二年香川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

娘川町養子

出生順位

第

子

性別

男・女

第 子 出生順位

娘川町養子

（ 年 月 日生）

職業

未熟児との統柄

職業

未熟児との統柄

未熟児との統柄

注（注）を次のように記入する。

（注）

- 1 *の欄は、記入しないでください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(表)

世 帯 調 査

申請者氏名					未熟児氏名 (本人)			
未熟児の属する世帯構成	世帯構成員の氏名	未熟児との続柄	生年月日	職業 (勤務先)	所得税額	*階層区分	備考	
世帯外扶養義務者	氏名							
	住所							
	氏名							
	住所							

第六号様式(裏) (注)7の(イ)中「、県中讃福祉事務所長」を削る。

第七号様式(注)を次のように改める。

(注)

- 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 「未熟児輸送用の自動車の有無」欄は、該当するものの番号を で囲んでください。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第八号様式(共)を次のように改める。

(注)

- 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第九号様式(注)・第十号様式(共)及び第十一号様式(共)を次のように改める。

(注)

- 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(注)

- 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(児童福祉法施行規則の1第24号)

第十五条 児童福祉法施行細則(平成二年香川県規則第二十八号)の一部を次のように改める。

第六条第四項を削る。

第七条第一項中「より」を「申込者及びその者と生計を一にしている扶養義務者の課

税の状況を証明する書類を添えて」に改め、同条第二項中「より」を「前項の課税の状況を証明する書類を添えて」に改め、同条第三項中「、香川県中讃福祉事務所」を削る。

「 第八号様式(表) を 次のように改める。 」

「 第八号様式(表) を 次のように改める。 」	「 (年 月 日生) を記入。 」	「 受領者との柄 」
「 職 業 」	「 受領者との柄 」	「 受領者との柄 」

「 第九号様式(注)・第十号様式(共)及び第十一号様式(共)を次のように改める。 」

「 職 業 」	「 受領者との柄 」	「 受領者との柄 」
---------	------------	------------

(注) 次のように加える。

- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第十三号様式(表)を次のように改める。

(表)

世 帯 調 査

申請者氏名					児童氏名 (本人)			
児童の 属する 世帯 構成	世帯構成員の氏名	児童との 続柄	生年月日	職 業 (勤務先)	所得税額	* 階層区分	備 考	
世帯外扶養義務者	氏名							
	住所							
	氏名							
	住所							

第11号様式(職)の(ニ)中「、県中讃福祉事務所長」を記入。

「 年 月 日生)」		受領者の と 統 柄
第10号様式中 職 業	業	

職業	受領者の と 統 柄	「 年 月 日生)」

(共)を次のように記入。

(注)

1 *の欄は、記入しないこと。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第10号様式(共)の(ニ)次のように記入。

(注) 申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第10号様式(共)及び第10号様式(共)の(ニ)次のように記入。

4 課税の状況を証明する書類を添付すること。

第19号様式(ニ)(共)を次のように記入。

(注)

1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 条例、定款その他の基本約款

(2) 収支予算書

(3) 事業計画書

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第19号様式の(三)及び第19号様式の(四)(注)として次のように記入。

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第20号様式(共)の(ニ)次のように記入。

(4) その他知事が必要と認める書類

第21号様式(共)を次のように記入。

(注)

1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 建物の平面図、立面図及び配置図

(2) 収支予算書

(3) 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにした書類

(4) 法人又は団体にあっては、定款、寄附行為その他の規約

(5) 保育所を設置する法人にあっては、その法人格を有することを証明する書類

(6) 児童家庭支援センターの設置の場合にあっては、附置しようとする児童福祉施設の名称及び種類並びに当該児童福祉施設との共用部分を記載した書類

(7) その他知事が必要と認める書類

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第21号様式(ネ(1)) (共)を次のように記入。

(注)

1 建物の変更の場合にあっては、平面図、立面図及び配置図を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第25号様式(ニ)第26号様式(共)の(ニ)次のように記入。

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

(生活保護法施行規則(一)第35条)

第16条 生活保護法施行規則(第21号様式(第31号))の(一)を次のように記入。

第3条第1項中「、香川県中讃福祉事務所」を記入。

第5条第11項中「第2条第11項」を「第2条第3項」に改める。

第12条第3項中「精神病人保護監査員書」を「精神疾患入院保護監査員書」に改める。

第11号様式中「可受付年月日」を「可受付年月日」に、

「申請者 住所 氏名」

「申請者 住所 氏名」

「申請者 住所 氏名」

「申請者 住所 氏名」

「申請者 住所 氏名」

「申請者 住所 氏名」

「申請者 住所 氏名」

表)及び原稿二(表)中「㊦」を「㊧」

第三十三号様式(その一)中「受理年月日」を「受付年月日」に、「氏名

」を

「氏名 (本人が署名してください。)」に「取次者」に改

めらる。

第三十三号様式(その二)中「受理年月日」を「受付年月日」に、「氏名

」を

「氏名 (本人が署名してください。)」に改めらる。

第三十四号様式(その一)中「町役場受付年月日」を「町受付年月日」に、「氏名

」を

「氏名 (本人が署名してください。)」に改めらる。

第三十八号様式(表) (共通)「中」精神病」を「精神疾患」に改めらる。

第三十九号様式(表)中「福祉事務所受理年月日」を「福祉事務所受付年月日」に

本庁技術吏員の意見

審議会の判定

本庁技術吏員の意見

「発行取扱者」に改めらる。

第三十二号様式(表)中「精神病入院要否意見書」を「精神疾患入院要否意見書」に

「福祉事務所受理年月日」を「福祉事務所受付年月日」に、「年 月 日生」を「

年 月 日」に

本庁技術吏員の意見

審議会の判定

本庁技術吏員の意見

「発行取扱者」に改めらる。

第三十三号様式中「発行年月日」を「受付年月日」に、「発行取扱者」

を「発行取扱者」に改めらる。

第三十九号様式(その一)(表)中「香川県 事務局長」を「香

川県 事務局長」に改めらる。

第三十九号様式(その二)(表)中「香川県 事務局長」を「香

川県 事務局長 指定施術者」に改めらる。

指定施術者 名及び住所」に改めらる。

第五十四号様式中「町役場受付年月日」を「町受付年月日」に、「氏名

」を「氏名 (本人が署名してください。)」に改めらる。

(香川県獣医学士生修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第十七条 香川県獣医学士生修学資金貸付条例施行規則(平成四年香川県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 香川県中讃保健福祉事務所

第五条第二項中「知事が必要と認める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 健康診断書（第二号様式）
 - 二 学業成績表
 - 三 大学の学長又は学部長の推薦書
- 第八条中「第二号様式」を「第三号様式」に改める。
- 第十二条第一項中「第三号様式」を「第四号様式」に改める。
- 第十五条第一項中「第四号様式」を「第五号様式」に改める。
- 第十六条第二項中「第五号様式」を「第二号様式」に改める。
- 第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

修学資金貸付申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住所

氏名

㊟

電話番号

香川県獣医学生修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申し込みます。

ふりがな		住 所	
本人氏名		生 年 月 日	年 月 日
大学所在地		現 在 学 年	学年
大 学 名		入 学 年 月 日	年 月 日
		卒 業 予 定 年 月	年 月
貸付希望期間	年 月から		年 月まで
連 帯 保 証 人	住 所	本人との関係	
	氏 名	㊟ 職 業	
	電 話 番 号	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	本人との関係	
	氏 名	㊟ 職 業	
	電 話 番 号	生 年 月 日	年 月 日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 健康診断書(第2号様式)
- (2) 学業成績表
- (3) 大学の学長又は学部長の推薦書

第2号様式(第5条、第16条関係)

健康診断書

住 所			
ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
既往症			
自覚症状			
胸部 所見	エックス線検査	異常なし 異常所見	
	打聴診	異常なし 異常所見	
赤沈	1時間値	mm	
検尿	糖	たん 蛋白	潜血
血 圧	最高	mm Hg	
	最低	mm Hg	
その他 特記事項			
<p>上記のとおり診断します。</p> <p>年 月 日</p> <p>医師 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">Ⓔ</p>			

第五号様式を削り、第四号様式を第五号様式とし、第三号様式を第四号様式とし、第二号様式を第三号様式とし、第一号様式の次に次の一様式を加える。

(香川県子ども女性相談センター規則の一部改正)

第十八条 香川県子ども女性相談センター規則(平成十二年香川県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「女性・保護課」を「女性課」に改め、同条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 児童の一時保護に関すること。

第三条第四項中「女性・保護課」を「女性課」に改め、同項第三号中「児童及び」を削る。

(香川県保健福祉事務所規則の一部改正)

第十九条 香川県保健福祉事務所規則(平成十四年香川県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表香川県東讃保健福祉事務所の項の次に次のように加える。

香川県中讃保健福祉事務所	生活福祉総務課	健康福祉課	保健対策第一課	保健対策第二課
	衛生課	試験検査室	環境管理室	

第二条生活福祉総務課の項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「統計」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 保健、医療及び福祉に係る統計に関すること(香川県中讃保健福祉事務所を除く)。

第二条健康福祉課の項第七号中「保健対策課」を「香川県東讃保健福祉事務所及び香川県西讃保健福祉事務所にあつては保健対策課、香川県中讃保健福祉事務所にあつては保健対策第二課」に改め、同条保健対策課の項の次に次のように加える。

保健対策第一課

一 保健、医療及び福祉に係る統計に関すること。

二 保健対策課の項各号(第二号及び第三号を除く)に掲げる事項

保健対策第二課

一 保健対策課の項第二号及び第三号に掲げる事項

第二条衛生課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同条環境管理室の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 水質検査に関すること(香川県西讃保健福祉事務所に限る)。

第五条の表香川県東讃保健福祉事務所生活福祉総務課、健康福祉課、保健対策課、衛生課及び試験検査室に勤務を命ぜられた職員等の項の次に次のように加える。

香川県中讃保健福祉事務所生活福祉総務課、健康福祉課、保健対策第一課、保健対策第二課、衛生課及び試験検査室に勤務を命ぜられた職員	香川県中讃保健所
---	----------

(香川県保健所規則の一部改正)

第二十条 香川県保健所規則(平成十四年香川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表香川県中讃保健所の項中「総務課 保健予防課 保健指導課」を「生活福祉総務課 健康福祉課 保健対策第一課 保健対策第二課」に、「環境管理室」を「試験検査室」に改め、同条第二項を削る。

第二条第一項中「香川県東讃保健所」の下に「香川県中讃保健所」を加え、同条第三項から第五項までを削る。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

(香川県サンポート高松推進事務所規則及び香川県中讃福祉事務所規則の廃止)

第二十一条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 香川県サンポート高松推進事務所規則(平成五年香川県規則第二十三号)

二 香川県中讃福祉事務所規則(平成十四年香川県規則第五十八号)

附則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

2 第一条、第四条、第七条、第九条及び第十一条から第十六条まで(第十三条を除く)の規定による改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。